

平成18年度第2回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年5月24日(水)
開会時間 午前 9時30分
閉会時間 午前10時30分
2. 場 所 生涯学習館2階集会室
3. 出席者 澤 愛 子 委員長
原 田 義 彦 委員長職務代理者
石 塚 洋 委員
清 田 義 弘 委員
渡 邊 修 司 教育長
鈴 木 一 男 教育次長
熊 澤 久 学校教育課長
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長
戸 村 豊 茂 図書館長
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 なし

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可するが、傍聴者がいないため、引き続き会議を進行した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

議案第5号 大磯町社会教育委員の委嘱について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 大磯町社会教育委員の委嘱について、補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。委嘱の理由でございますが、現在、大磯町社会教育委員の任期は、平成16年6月1日から平成18年5月31日までの2年間となっており、11名で構成されております。

今回、5月31日をもって、任期が満了となり、6月1日より大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例に基づき、新たに委嘱するため、

教育委員会の承認を求めるものでございます。提案させていただく構成としましては、学校教育関係者として1名、社会教育関係者3名、家庭教育関係者2名、学識経験者といたしまして5名の構成となっております。

なお、任期は、平成20年5月31日までとなります。

説明資料の2ページにつきましては、大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の全条文と「社会教育法」での社会教育委員の構成、定数等に関する抜粋部分でございます。

3ページにつきましては、今回の改選前における社会教育委員の名簿でございます。

以上、全員、再任をしていただくという形ですが、生涯学習の推進及び生涯スポーツのためにご尽力いただいております、引き続きお願いしようと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(質疑応答)

原田委員) 2ページに条例の全文がありまして、短い条文になってはいますが、社会教育委員の会合等は、年に何回位実施しているのですか。

生涯学習課長) 条例につきましては、国が主体的に作成したものを町が条例化したものですので、このような条文になっています。他市町においても同様な条例となっております。会議につきましては、2回ほど実施しております。

また会議内容としましては、会議規則の中で規定しております。

教育長) 社会教育委員は、基本的に社会教育法に則りまして、内容であるとか趣旨等が記載されています。古い法律で色々な矛盾を指摘する方もありますが、この法に基づいて、各自治体毎に任期等を定めるようになっておりますので、比較的簡単な条文になっているのが実態でございます。

原田委員) 社会教育法の15条に「社会教育委員を置くことができる」という条文になってはいますが、運用細則等は各市町村で定めなさいということですね。

教育長) 置かなくてもいいように受け取れますが、一方で活動に対して法の第13条に社会教育団体への補助金の交付に関して、教育委員会が社会教育委員の意見を聞かねばならないこととなっております、現在も曖昧なまま法律の矛盾ということで継続しているのが現状です。

石塚委員) 社会教育委員と教育委員とがオーバーラップする面がかなりあるように思いますが、情報の共有化が大事ではないかと思いますが、これを機会に新メンバーの方と情報の交換会などする必要があると思いますが、過去に行われたことはありますか。

教育長) 私の任期中にはないのですが、基本的には教育委員会の下部組織として社会教育委員の皆さんに諮問し、意見を聴取するための組織ですので、法の16条にもありますが、教育委員会に出席してもらって意見を聞くことはできるかと思えます。

教育次長) 今回提案させて頂いております5号議案の社会教育委員と6号議案の図書館協議会委員につきましては、町長の附属機関としての位置付けとなっております、町の施策について意見を聞くという組織でございます。

社会教育委員につきましては、各種団体から構成メンバーが出ております

ので、色々な意見が聞けるというものでございますので、2年の任期の中で会議の回数を増やしたりして、任期を2年で区切って他の団体からも意見を聞く機会を増やすことも考えますが、メンバーの人数についても多ければいいというものでなく、大きな市でも社会教育委員の人数は5・6名の市もあります。大磯町も以前は20名任命しておりましたが、11名に減らした経緯もあります。回転を良くして情報を得ましたら策定の終わっております生涯学習推進計画に活かしていきたいと思います。活用の方法は様々ありますので、情報の交換をしたりして、共有することは大事ですから、ここでご承認いただければ、さっそく会議を開催して、課題になっておりますスポーツ施設の運用等について検討してまいりたいと思っております。また会議で出た意見は、教育委員会定例会の場で情報を提供してまいりたいと考えております。

石塚委員) 情報の共有化はできることですから、社会教育委員の会議の中で問題になっていることや話題になっていることを議事録など回覧してもらってお互いを知る機会を作って頂きたいと思っております。

原田委員) 11名の方の中で人権担当の方もいらっしゃると思いますが、特定の方を指名して問題に取り組んで頂くようなことをされているのでしょうか。

生涯学習課長) 人権問題につきましては、別に社会教育指導員が配置されておりまして、お願いしております。社会教育委員とは別に担当して頂いております。

清田委員) 私も情報の共有は大事であると考えております。我々だけでは判断できない事もたくさんあると思っておりますので、意見を聞く機会を持って頂いて情報を頂きたいと思っております。

教育長) 社会教育委員だけでなく、図書館協議会の会議につきましては、今まで公開していなく、議事録も残していなかったものですから、図書館協議会については3月から議事録の作成と公開をお願いしております。今後こういう会議につきましては積極的に開示して、教育委員の方にも報告してまいりたいと思っております。

委員長) 任期の2年は妥当かと思っておりますが、委員の定数が11人というのは妥当なのか、検討する予定があるのかお聞きしたい。

また、継続して委嘱されている委員さんが多いようですが、長い間やっているのは、広く、多くの団体の方から意見を聞こうと言う社会教育委員の趣旨とは反するように思いますが、如何なものでしょう。

教育次長) 定数の関係ですが、平成9年に20人を11人に改正しております。これは行革の推進と合わせ、従前の定数が妥当なのか、近隣の市町を調べましたところ、町村部は定数が多いのですが、大磯町は率先して11人に改正いたしました。また11人が妥当かという点につきましては、この規定が条例になっておりまして、議会の議決が必要となるため、町長の附属機関ということもあり、さらに他の附属機関との兼ね合いもありまして関係各課等と調整しました結果、決定した人数ですが、事務局としましては7名位が妥当かと思っております。

また長く再任されている方がいるのですが、多くの方から意見を聞くということから言えば、2期ないし3期で任命を区切る内規などの検討をし

てまいりたいと思います。ただ全員が交代してしまうのも、会の運営に支障が出てしまうなど難しいところがありますので考えていきたいと思ひます。

生涯学習も課題が山積しておりますので、社会教育委員に諮問していくのに、あまり少ない人数では幅広い意見が得られるかどうか難しいので、現行の人数が適当なのかと思ひます。しかしながら、時代の流れの中で人数を減らすことも考えなければいけないと思ひます。

原田委員) スポーツ振興とか、文化振興とか社会教育の部門で活躍し、識見のある方々に委員としてお願いしている訳ですから、あまり人数を減らすというのは、広く意見が聞けなくなってしまうのではないかと思ひますがいかがでしょうか。

委員長) 委員の中にスポーツに関わりのある方がいなくなってしまうとか、色々の意見が聞けなくなってしまうのではないですか。

教育長) 社会教育委員の方に様々な諮問をするわけですが、今は諮問するといっても、審議会であるとか、検討委員会であるとか、国においては私的諮問会議であるとかが設定されたりして、様々な手法によって意見を聞いてまとめていくということが、出来上がってきておりますので、社会教育委員の意見でなければならぬという状況ではないと思ひます。

県であるとか、他の市町村の動きを見てまいりますと、定員の問題や任期の問題は、整理をしつつあるのが現状ですので、社会教育委員さんの存在は大切であると思ひながらも、新しい流れを考えながら検討してまいりたいと思ひます。

委員長) 今後、当委員会におきましても、生涯学習関係は重要な項目ですので、社会教育委員への期待するものは大きいと思ひますが、新しい11人の委員の方の任命についての議案第5号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第5号については、原案どおり承認いたします。

議案第6号 大磯町立図書館協議会委員の委嘱について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

図書館長) 大磯町立図書館協議会委員の委嘱について補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。委嘱の理由でございますが、大磯町立図書館協議会委員の任期が、平成18年5月31日で満了となるため、大磯町立図書館協議会委員の定数及び任期に関する条例第3条第1項に基づき、大磯町立図書館協議会委員を新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めらるるものでございます。

提案させていただいた構成としましては、学識経験者、図書館利用者、図書館ボランティア、学校教育関係者から選出された構成となっております。

委員候補の選任につきましては、大磯町立図書館協議会委員の定数及び任

期に関する条例第3条第1項にありますように、「再任を妨げない。」となっておりますので、2名の方を除いた他の4名の方には、本町の図書館事業の運営及び奉仕についてご理解を頂いておりますので、引き続き委員をお願いしたいというものでございます。

また、前任の2名の方から諸般の事情により辞退の連絡がありましたので、新たに2名の方を選出させて頂きました。この2名の方につきましては、長く図書館を利用されている方で、図書館の利用・運営に思い入れの深い方でございます。また本を通しての子育ての指導を行うなどしておりまして、8月からのブックスタートについてもお力添えを頂いている方でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

(質疑応答)

原田委員) 新任の2名の委員の中に山田さんという方がいらっしゃるが、タレントの方と同姓同名ですが、その方ですか。

図書館長) タレントの方ではなく、一般の図書館利用の方です。

委員長) 備考を見ますと、6名のうち図書館利用者が4名ですが、図書館協議会委員の構成はこのような構成メンバーなのでしょうか。

図書館長) 図書館法の15条の中に「図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。」となっております。学校関係者・学識経験者につきましては、名簿にあるとおりでございまして、図書館利用者・図書館ボランティアにつきましては、社会教育の関係者という範疇で選出しておりまして、メンバーの中には美術愛好会の評議委員ですとか、図書館職員や他のボランティアの話し合いに参加しておりまして、社会教育に精通した方々で、単に図書館利用者ということではなく選出しております。

教育長) 社会教育の関係者の委員の中には、大磯町の国際的な支援活動もやって頂いている方もおりまして、図書館利用者とか図書館ボランティアという表現になってはいますが、実際には美術や教育や社会教育で活躍されている方々を選出させて頂いております。

原田委員) 図書館協議会という組織なのですが、協議会の目的などが定かでないのですが、また、協議会ですから会長職ですとか、事務局長の職の方がいらっしゃるのか伺いたい。

教育長) 図書館法の第14条に規定されているとおり、図書館協議会については代表云々というより、館長の諮問に応じて、様々な活動・方針に関して意見を聞くための機関という位置付けをされている訳です。

図書館を实际利用される方々を中心として、図書館の本来あるべき姿を直接、館長に意見を述べるという組織です。

原田委員) 委員のみで構成されている組織ということですね。

図書館長) 図書館長の諮問機関としての組織でございます。

教育長) 前日も話しましたように、会議が公開されていなかったもので、3月から公開しております。また記録についても皆さんに紹介しようと思っております。

す。

委員長) 6名の方は、皆さん大磯にお住まいの方ですか。

図書館長) 今回、全員大磯在住の方です。

委員長) 学校関係で町外の方がいる場合もあるけれども、図書館利用者やボランティアの場合は大磯在住の方ということですね。

教育長) 図書館は、町民の税金で建てられた物ですから、町民が如何に使い易くするか、町民の意見を聞く機関としての趣旨が良いと思います。

図書館協議会を3月から公開して頂いたのは、ボランティアの方々と話し合いをしたとき、その存在を知らなかった方が多かったため公開をお願いしたものです。館長に対して意見を述べる機関として明確に位置付けていきたいと思います。

石塚委員) 3月まで公開されなかったのは、委員の名前が公開されなかったのですか。それとも会議内容が公開されなかったのですか。

教育長) 会議そのものと、議事録のいずれも公開していなかったもので、慣習的に公開していなかったものです。

委員長) 図書館利用の掲示板などに図書館協議会の開催日程を載せるとか、ホームページに載せるとかしたら良いですね。

石塚委員) 図書館の利用者として感じることなのですが、たまに予約した本に新本が入ることがあるのですが、新本の購入もこの協議会で検討する訳ですか。

図書館長) 新本の購入については、図書館職員が対応しています。

委員長) 協議会の開催頻度は、年に何回ほどですか。

図書館長) 年に3回実施しております。

清田委員) 小・中学校に図書館協議会というものがあって、例年大会など開いているのですが、それとの兼ね合いなどあるのでしょうか。

図書館長) 小・中学校のものは学校図書館のものだと思いますので、関係はありません。

委員長) それでは、議案第6号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) ありがとうございます。それでは、議案第6号については原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 大磯町立大磯幼稚園訪問について

学校教育課長) 今年度の学校訪問の予定は、6月に大磯幼稚園、9月に大磯小学校、11月に大磯中学校、1月に国府幼稚園の4回で、いずれも、教育委員会定例会の午後を予定しております。

6月の大磯幼稚園訪問につきまして、ご説明させていただきます。

プリントの資料をご覧ください。今回の大磯幼稚園訪問の趣旨は、保育、施設、設備等を参観し、さらに職員との懇談を通して、幼稚園の直面する問題点を把握し、教育行政に反映し、町に教育行政の充実に役立てるものでございます。

日時は、6月21日(水)13:15から15:20まで、日程は資料のとおりでございます。保育参観後の懇談では、澤委員長にご挨拶をお願いいたします。懇談の最後は原田委員さんをお願いいたします。

なお、大磯幼稚園としての課題といたしまして、教育委員さんとの懇談の中で話題としていただけたらと考えておりますのは、「恵まれた環境を十分に活用し、伸び伸びと保育を進めるためのポイント」「障害のある子どもを受け入れる保育のあり方」「保護者の意識の変化に対応する幼稚園経営について」などを考えております。以上でございます。

(質疑応答)

石塚委員) 大磯町として大きなテーマがある訳ですが、昨年ワークショップなどで研究した今後の方向付けについて、幼稚園側の将来の考え方については話し合いができるのですか。

教育長) 今回の訪問につきましては、日常の保育活動を教育委員さんに見て頂く場ですので、将来の幼稚園の方向付けについての現場の意見は、検討委員会に園長や幼稚園関係者がおりますので、その中で討議して頂きたいと思っております。

石塚委員) 幼稚園の現場として、今考えていることをまとめておく必要があるように思います。それに対して我々もサポートできるものは、サポートしていきたいと思っております。そのためにも現場の先生方がどのように感じてられているのかが、重要だと思っております。

学校教育課長) 幼稚園訪問につきましては、教育長が申し上げましたようにお願いしたいと思います。

5月30日に幼稚園検討委員会を予定しておりまして、幼稚園の代表・保護者の代表・未就園児保護者の代表に集まって頂いて今後のあり方について十分に検討してまいります。幼稚園の教諭を中心に会議に先がけアンケートの実施など資料作りを進めておりまして、ワーキンググループ的に検討してまいりたいと考えております。

石塚委員) リクエストを受けるのはいいのですが、受けた要望を基に将来のビジョンを考えると、現場だけでは難しいのではないかと、我々のサポートの仕方とも考えてあげないと大変だと思っております。

教育長) 公立幼稚園が置かれている状況に強い危機感を感じています。公立幼稚園の存在価値はあると思う訳ですが、その中で自ら変革していく、新しい幼稚園像を創り出していく気迫と意欲がほしい訳です。しかしながら平成17年に実施した報告書からも分かるように、大きく動くような感じではないので、不満に思うところがあるのです。

まずは現場から、自ら変革していく必要があるから検討委員会方式を採用している訳ですから、現場の先生方もその点を理解して頂いて、考えてもらいたいと思っております。18年度も前年と同様の状況であるなら、トップダウン方式をどこかで採用しなければならないと思っております。

委員の皆様も、機会があれば検討委員会に参加頂いて、意見等聞いていただきたいと思います。

- 原田委員) 現場と委員会との役割が違いますから、将来像を見据えた部分については、教育委員会が主導してリードしていかないといけないのではないかと思います。現場の意見は聞いていかなければいけないと思いますが、基本的な考え方は、教育委員会が進めて頂きたいと思います。
- 教育長) 幼稚園の問題については、委員会定例会の場で委員の方々の意見を聞く機会を持ちたいと思っております。
- 委員長) 幼稚園訪問の時には、時間の制約もありますし、大きな問題について先生方に意見を聞いたこともないようですので、話題にしない方が良いのかと思います。
- 石塚委員) 先程、教育長が申されたように、機会が設けられれば委員会定例会の席で、話を聞いたりして、委員の考え方を伝える場があればありがたいと思います。
- 教育長) お互いにフィードバックして、合意形成していくことが大切だと思います。

報告事項第2号 大磯町郷土資料館燻蒸に伴う臨時休館日について

生涯学習課長) 報告事項第2号につきましては、大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施行規則第4条第2項の規定により資料館の燻蒸作業に伴う臨時的な休業日の設定について、今回、教育委員会定例会において報告するものでございます。

1番目の臨時の休館日につきましては、平成18年6月27日の火曜日から6月30日金曜日までの4日間と7月2日、日曜日の延5日間となります。

なお、実際の燻蒸作業は、6月26日から7月2日までとなります。

2番目の休館日とする理由でございますが、資料館内にあります保存資料の劣化等を防止するため、防虫、防カビの駆除を目的とし、臨時的に休館日を定め、その休館日に合わせて燻蒸作業を行うものでございます。

なお、燻蒸に使用する薬剤につきましては、オゾン層に影響を与えないものを使用いたします。

3番目の燻蒸の箇所と規模でございますが、場所は、1階、地下1階、地下2階及び東蔵となります。規模としては、1階は、第1収蔵庫300立方メートル、ここは主に民俗資料が保管されております。地下1階及び地下2階は、第2収蔵庫及び特別収蔵庫で608立方メートル、主に民俗資料と寄託資料が保管されています。東蔵につきましては、1,060立方メートル、主に民具・農具資料が保管されており、合計2,497立方メートルとなります。

以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) 燻蒸をする期間ですが、まだ梅雨の時期であると思いますが、防虫・防カビをするのが、梅雨の期間でもよろしいのですか。

教育次長) 燻蒸の時期につきましては、通常の場合、梅雨の時期を狙って実施して

おります。ガスでカビ・虫の駆除をしております。民俗資料・古い農機具の中に卵を産んでいる場合があるので、それも同時に駆除しています。この時期の実施が一番効果的であると、ご理解頂きたいと思います。

委員長) 2年に一度の実施ですね。

その他

教育次長) 昨年度まで県市町村教育委員会協議会の当番市が三浦市でしたが、平成18年度は平塚市です。また会議の出席依頼をいたしますので、よろしくお願いたします。

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成18年度第3回については、6月21日水曜日、時間は9時30分、場所は本庁舎4階第1会議室で行いまして、午後1時過ぎより大磯幼稚園訪問を予定しております。平成18年度の第4回につきましては、7月26日水曜日、9時30分、場所は庁舎4階第1会議室で開催する予定でございます。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成18年6月21日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____